平成２８年（フ）第３６２号
兵庫県加古川市加古川町南備後156番地の７
破産者　朝野　克秀
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５０号
岡山県井原市下出部町219番地２　コーポ大黒屋Ａ103、前住所広島県福山市大門町３丁目３番21号
破産者　藤井　智史
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１２７７号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―1102号
破産者　久保　　明
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７１号
福岡市東区馬出６丁目15番５―101号
破産者　志岐　亨介
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２１号
福岡市西区姪の浜３丁目39番２―701号
破産者　江口　清美
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７７４号
福岡市早良区小田部５丁目24番23―703号
破産者　鈴木　裕子（旧姓岩本）
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９４号
大分県別府市駅前本町６番27号　パレドール別府Ⅱ―706号
破産者　佐藤　有香
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３３２号
大分市大字奥田698番地の５（サンハイツ南小みなみ102）
破産者　加野　吉雄
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５３号
沖縄県宜野湾市大山６丁目28番５―301号
フレンドリー真志喜
破産者　松原　善辰
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５４号
沖縄県宜野湾市大山６丁目28番５―301号
フレンドリー真志喜
破産者　松原　達江
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０２号
青森県北津軽郡板柳町大字高増字前田105番地19
破産者　村上　卓也
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９９号
福島市森合町７番４号　市住４―18
破産者　加藤　勇美
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
福島県白河市高山７番地２　ヴィーナス５番館103号室
破産者　佐々木政美
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
愛知県犬山市大字羽黒新田字中蟬屋27番地
破産者　小林　茂樹
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６０号
滋賀県彦根市金剛寺町198番地１、（前住所）滋賀県彦根市野口町277番地（103号）、（前々住所）滋賀県近江八幡市上田町1041番地10
破産者　牧野　千幸
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県淡路市浦805―４、前住所神戸市須磨区桜の杜１丁目13番28号
破産者　入道　友之
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７３号
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ａ６棟304号
破産者　梶谷伊九男
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
香川県善通寺市原田町665番地５スマイルタウン原田Ｂ202
破産者　新田　将士
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田831番地１　ベルメゾン松前503号
破産者　浮田　　聖
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部